

俸給支給機関の指定等に関する訓令を次のように定める。

昭和30年2月22日

防衛庁長官 大村 清 一

俸給支給機関の指定等に関する訓令

改正 昭和30年4月20日庁訓第28号	昭和30年8月10日庁訓第50号
昭和30年8月29日庁訓第54号	昭和30年11月26日庁訓第73号
昭和30年12月7日庁訓第76号	昭和30年12月27日庁訓第78号
昭和31年5月7日庁訓第25号	昭和31年10月19日庁訓第59号
昭和31年11月15日庁訓第63号	昭和32年3月11日庁訓第14号
昭和32年8月7日庁訓第46号	昭和32年8月21日庁訓第48号
昭和32年11月29日庁訓第70号	昭和33年2月28日庁訓第7号
昭和33年3月27日庁訓第14号	昭和33年5月14日庁訓第25号
昭和33年6月7日庁訓第39号	昭和33年6月18日庁訓第47号
昭和33年6月26日庁訓第49号	昭和33年7月31日庁訓第73号
昭和33年8月14日庁訓第78号	昭和33年10月17日庁訓第98号
昭和34年3月31日庁訓第18号	昭和34年7月20日庁訓第41号
昭和34年12月16日庁訓第70号	昭和35年8月23日庁訓第39号
昭和36年3月30日庁訓第19号	昭和36年10月11日庁訓第61号
昭和36年10月16日庁訓第62号	昭和36年11月28日庁訓第72号
昭和36年12月22日庁訓第80号	昭和37年11月20日庁訓第78号
昭和38年4月25日庁訓第8号	昭和40年2月26日庁訓第9号
昭和40年3月23日庁訓第15号	昭和41年2月24日庁訓第2号
昭和41年9月30日庁訓第30号	昭和42年10月24日庁訓第32号
昭和44年5月17日庁訓第25号	昭和45年3月2日庁訓第6号
昭和48年11月27日庁訓第60号	昭和51年9月25日庁訓第34号
昭和53年3月28日庁訓第9号	昭和53年12月14日庁訓第36号
昭和56年2月10日庁訓第1号	昭和57年9月28日庁訓第26号
昭和59年5月26日庁訓第32号	昭和59年5月30日庁訓第33号
昭和59年6月30日庁訓第37号	昭和60年4月6日庁訓第19号
昭和60年10月31日庁訓第37号	昭和60年12月21日庁訓第42号
昭和63年4月8日庁訓第12号	平成元年3月15日庁訓第18号
平成2年3月30日庁訓第8号	平成2年10月1日庁訓第38号
平成4年4月17日庁訓第39号	平成6年6月24日庁訓第39号
平成6年8月25日庁訓第44号	平成6年9月30日庁訓第48号
平成9年1月17日庁訓第1号	平成9年6月30日庁訓第30号
平成10年3月25日庁訓第12号	平成10年12月2日庁訓第46号
平成13年1月6日庁訓第2号	平成13年3月27日庁訓第31号
平成14年3月18日庁訓第4号	平成16年4月1日庁訓第41号
平成16年9月17日庁訓第73号	平成18年3月27日庁訓第12号
平成18年3月31日庁訓第63号	平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号	平成19年3月30日省訓第28号
平成19年8月30日省訓第145号	平成20年3月25日省訓第12号
平成21年7月29日省訓第48号	平成21年12月25日省訓第66号
平成22年6月30日省訓第29号	平成25年7月31日省訓第45号
平成26年5月30日省訓第35号	平成26年7月24日省訓第40号
平成27年10月1日省訓第39号	平成30年3月26日省訓第15号
令和元年7月19日省訓第17号	令和2年3月25日省訓第14号
令和3年3月31日省訓第18号	令和4年3月15日省訓第10号

(俸給支給機関の指定)

- 第1条** 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号。以下「給与令」という。)第8条第4項(給与令第17条の10の2第3項において準用する場合を含む。第2条の2第2項において同じ。)の俸給支給機関として、別表のとおり、防衛省の機関並びに自衛隊の部隊及び機関を指定する。
- 2 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、その指揮監督下にある職員をその監督する俸給支給機関のいずれかに属させなければならない。

(昭33庁訓47・昭34庁訓41・昭34庁訓70・昭36庁訓72・昭37庁訓78・平2庁訓38・平9庁訓1・平13庁訓2・平18庁訓12・平18庁訓83・平19庁訓1・平19省訓145・平20省訓12・平22省訓29・平25省訓45・平27省訓39・一部改正)

(俸給支給機関の権限)

- 第2条** 俸給支給機関の長(防衛省本省の内部部局(防衛大臣政策参与、防衛事務次官及び防衛審議

官を含むものとする。以下同じ。)及び防衛人事審議会にあつては防衛事務次官をいう。以下同じ。)は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「給与法」という。)の規定に基づく俸給及び諸手当の支給並びに通勤手当の返納
 - (2) 給与令第14条及び第15条第1項の規定に基づく食事の支給並びに同条第2項の規定に基づく食事代の控除及び国に対する払込
 - (3) 給与令第17条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づく被服の貸与及び支給
 - (4) 給与令第17条第4項、第6項及び第7項の規定に基づく被服の返還
 - (5) 給与令第17条の2第2項の規定に基づく弁償金額の決定、控除及び同条第4項の規定に基づく払込金額の決定、控除並びに国に対する払込
- 2 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に属する俸給支給機関の長の前項に規定する権限については、同項の規定にかかわらず、それぞれ陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長があらかじめ防衛大臣の承認を得て定める特例によることができる。

(昭30庁訓73・昭34庁訓41・昭34庁訓70・昭37庁訓78・昭59庁訓33・平2庁訓38・平4庁訓39・平9庁訓1・平16庁訓41・平18庁訓12・平19庁訓1・平19省訓145・平21省訓48・平25省訓45・平成26省訓35・平成26省訓40・平27省訓39・一部改正)

(俸給等の繰上げ支給)

第2条の2 俸給支給機関の長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、所定の俸給の支給日に俸給を支給することができないと認められる職員(自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生(給与法第4条第1項の学生をいう。以下「学生」という。)、生徒(同項の生徒をいう。以下同じ。))及び非常勤の者を除く。)の俸給の支給日を、当該支給日前30日を超えない範囲内において、給与令第8条第4項の規定に基づく防衛大臣の承認があつたものとして、繰り上げることができる。

- (1) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第76条第1項、第78条第1項又は第81条第2項の規定による出勤を命ぜられた場合
- (2) 自衛隊法第77条若しくは第79条第1項の規定による出勤待機命令を受けた場合又は同法第77条の2若しくは第77条の3の規定による措置、同法第77条の4の規定による国民保護等派遣若しくは同法第79条の2の規定による情報の収集を命ぜられた場合
- (3) 自衛隊法第81条の2の規定による警護出勤を命ぜられた場合
- (4) 自衛隊法第83条第2項、第83条の2又は第83条の3の規定による災害派遣等を命ぜられた場合
- (5) 長期にわたる航海を命ぜられた場合(資金前渡官吏の乗り込む艦船により長期の航海を命ぜられた場合を含む。)
- (6) 所定の俸給の支給日を期間の中に含む公務旅行、演習参加又は航海を命ぜられた場合
- (7) 所定の俸給の支給日を期間の中に含む7日以上期間にわたる休暇を与えられた場合

2 俸給支給機関の長は、所定の俸給、自衛官候補生手当、学生手当又は生徒手当の支給日が部隊の創立記念日等特別の行事のある日に該当し、その日に俸給、自衛官候補生手当、学生手当又は生徒手当を支給することができないと認められる場合には、その支給日を、給与令第8条第4項又は第18条第4項(給与令第18条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく防衛大臣の承認があつたものとして、繰り上げることができる。

(昭31庁訓25・全改、昭32庁訓48・旧第2条の2繰下、昭34庁訓41・昭34庁訓70・昭36庁訓61・昭37庁訓78・昭48庁訓60・昭53庁訓36・平10庁訓12・平14庁訓4・平16庁訓73・平18庁訓83・平19庁訓1・平21省訓66・平22省訓29・平25省訓45・一部改正)

(俸給及び自衛官候補生手当の支給の特例)

第3条 給与令第8条第7項(給与令第17条の10の2第3項において準用する場合を含む。)の防衛大臣の定める場合は、異動前に属していた俸給支給機関と異動後に属することとなつた俸給支給機関がいずれも別表統合幕僚監部の項、陸上自衛隊の項、海上自衛隊の項、航空自衛隊の項、情報本部の項、地方防衛局の項又は防衛装備庁の項に掲げる俸給支給機関である場合とする。

(昭37庁訓78・追加、平9庁訓1・平13庁訓2・平18庁訓12・平18庁訓83・平19庁訓1・平19省訓145・一部改正・平20省訓12・全改・平22省訓29・平25省訓45・平27省訓39・一部改正)

(扶養親族の届出等)

第4条 次の各号に掲げる届出は、俸給支給機関の長に対して、行うものとする。

- (1) 給与法第12条第1項の規定によりその例によることとされている一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の2第1項の規定による届出
- (2) 給与令第9条の4の規定によりその例によることとされている人事院規則9-54(住居手当)第5条第1項の規定による届出
- (3) 給与令第9条の5の規定によりその例によることとされている人事院規則9-24(通勤手当)第3条の規定による届出
- (4) 給与令第9条の6第4項の規定によりその例によることとされている人事院規則9-89(単身赴任手当)第7条第1項の規定による届出

(平2庁訓8・平18庁訓63・全改、平19省訓28・平30省訓15・一部改正)

(弁償責任の裁定)

第5条 俸給支給機関の長は、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、学生又は生徒が給与令第17条第1項から第3項まで又は第5項の規定により支給又は貸与された被服を亡失し、又はき損した場合には、給与令第17条の2第1項に規定する弁償すべき理由に該当するかどうかを審査して、その者が当該被服の代価を弁償すべきかどうかを裁定しなければならない。

(昭34庁訓70・平4庁訓39・平10庁訓12・平14庁訓4・平21省訓66・平22省訓29・一部改正)

(食事の無料支給の特例)

第5条の2 俸給支給機関の長は、職員が休職(学生及び生徒にあつては、休学)を命ぜられ、又は停職(学生及び生徒にあつては、停学)処分を受けた場合であつても、その者が休職(学生にあつては、休学)を命ぜられず、又は停職(学生及び生徒にあつては、停学)処分を受けなかつたと仮定したときにおいて給与令第14条第1項から第3項までの規定により食事を無料で支給することができる場合に該当し、かつ、食事を支給することが必要であるとそのつど認めたときは、食事を無料で支給することができる。

(昭34庁訓70・追加・平21省訓66・一部改正)

(被服の棄却等の認定等)

第6条 給与令第17条第3項に規定する権限を有する者は、俸給支給機関の長とする。

(貸与被服の全部又は一部の返還)

第7条 俸給支給機関の長は、給与令第17条第4項に規定する被服の全部又は一部の返還を、同項の規定により行わなければならない。

(平25省訓45・一部改正)

(派遣された職員等の取扱い)

第8条 俸給支給機関の長は、他の俸給支給機関に属する職員が自己の監督する部隊又は機関に勤務する場合その他特別の事情がある場合において、従前の俸給支給機関の長から俸給を支給する等について依頼があり、かつ、その必要があると認めた場合には、依頼事項の範囲内においてその職員に対してその権限を行うことができる。

- 2 一の俸給支給機関に属する自衛官が他の俸給支給機関に属する自衛官となり、引き続き従前の俸給支給機関において食事を支給することが必要であると従前の俸給支給機関の長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、従前の俸給支給機関の長は、その者について第2条第1項第2号に規定する権限を行うことができる。自衛官候補生が引き続いて自衛官となつた場合又は学生若しくは生徒が卒業し、引き続いて自衛官となつた場合についても、同様とする。
- 3 前2項の規定を実施するに当つては、関係する俸給支給機関の長相互間において密接に連絡し、重複支給、不支給等の事故の発生の防止に努めなければならない。

(昭33庁訓14・昭34庁訓70・昭36庁訓19・平21省訓66・平22省訓29・一部改正)

(基準日前1月以内に退職等をした職員に対する期末手当等の支給事務)

第9条 期末手当又は勤勉手当の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で期末手当又は勤勉手当が支給されるものに係る当該手当の支給に関する事務は、その者が退職し、又は死亡した日に属していた俸給支給機関の長が行わなければならない。

(昭38庁訓18・追加、昭41庁訓2・平9庁訓30・平22省訓29・一部改正・令元省訓17・一部改正)

(自衛官任用一時金の支給及び償還事務)

第10条 俸給支給機関の長は、自衛官任用一時金の支給及び償還に関する事務を行わなければならない。ただし、別表陸上自衛隊の項、海上自衛隊の項及び航空自衛隊の項に掲げる俸給支給機関の長は、それぞれ陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、これらの事務の一部又は全部を行わないことができる。

(平22省訓29・平25省訓45・追加)

(退職手当の支給事務)

第11条 俸給支給機関の長は、職員の退職、死亡その他職員について退職手当を支給すべき事由が生じた場合には、退職手当の支給に関する事務を行わなければならない。ただし、別表統合幕僚監部の項、陸上自衛隊の項、海上自衛隊の項、航空自衛隊の項、情報本部の項、地方防衛局の項及び防衛装備庁の項に掲げる俸給支給機関の長は、それぞれ統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、地方防衛局長又は防衛装備庁長官の定めるところにより、当該事務の一部又は全部を行わないことができる。

2 陸上自衛隊の俸給支給機関に属しない陸上自衛官、海上自衛隊の俸給支給機関に属しない海上自衛官及び航空自衛隊の俸給支給機関に属しない航空自衛官について退職、死亡その他退職手当を支給すべき事由が生じた場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に属する俸給支給機関以外の俸給支給機関の長は、前項の規定にかかわらず、それらの自衛官についての退職手当の支給に関する事務を行ってはならず、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に属する俸給支給機関の長は、それぞれ陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、それらの自衛官についての退職手当の支給に関する事務を行わなければならない。

(昭33庁訓47・昭34庁訓70・昭37庁訓78・一部改正、昭38庁訓18・旧第8条の2繰下、平9庁訓1・平13庁訓2・平18庁訓12・平18庁訓83・平19省訓145・平20省訓12・平22省訓29・平25省訓45・平27省訓39・一部改正)

(俸給支給機関の分割指定)

第12条 俸給支給機関の長は、必要があると認める場合には、期間を限って、自己の監督下にある機関又は部隊を2以上に分割して、それぞれ指定する職員に自己の有する権限の全部又は一部を委任することができる。

2 俸給支給機関の長は、前項の規定により自己の権限を委任した者（以下「第2次俸給支給機関の長」という。）の権限の全部又は一部を取り消すことができる。

3 俸給支給機関の長は、前2項の権限を行うに当たっては、あらかじめ次の表の左欄の俸給支給機関の区分に従い右欄の者の承認を得なければならない。

別表統合幕僚監部の項に掲げる俸給支給機関	統合幕僚長
別表陸上自衛隊の項に掲げる俸給支給機関	陸上幕僚長
別表海上自衛隊の項に掲げる俸給支給機関	海上幕僚長
別表航空自衛隊の項に掲げる俸給支給機関	航空幕僚長
別表情報本部の項に掲げる俸給支給機関	情報本部長

別表地方防衛局の項に掲げる俸給支給機関	地方防衛局長
別表防衛装備庁の項に掲げる俸給支給機関	防衛装備庁長官

(昭31庁訓25・昭37庁訓78・平9庁訓2・平18庁訓12・平18庁訓83・平19庁訓1・平19省訓145・平20省訓12・平22省訓29・平27省訓39・一部改正)

(第2次俸給支給機関の長の権限)

第13条 第2条及び第4条から第8条までに規定する俸給支給機関の長の権限は、前条の規定により俸給支給機関の長から委任された権限の範囲内において第2次俸給支給機関の長について準用する。

(昭31庁訓25・昭37庁訓78・平9庁訓1・平18庁訓63・平22省訓29・一部改正)

別表（第1条、第3条、第10条—第12条関係）

(昭37庁訓78・全改、昭40庁訓9・昭40庁訓15・昭42庁訓32・昭45庁訓6・昭51庁訓34・昭53庁訓9・昭56庁訓1・昭57庁訓26・昭59庁訓33・昭59庁訓37・昭60庁訓19・昭60庁訓37・昭63庁訓12・平元庁訓18・平2庁訓8・平6庁訓48・平9庁訓1・平10庁訓12・平10庁訓46・平13庁訓2・平13庁訓31・平18庁訓12・平18庁訓83・平19庁訓1・平19省訓145・平20省訓12・平21省訓48・平22省訓29・平25省訓45・平27省訓39・平30省訓15・令2省訓14・令3省訓18・令4省訓10・一部改正)

機関及び部隊	俸給支給機関
防衛省本省の内部部局	大臣官房
防衛人事審議会	
防衛大学校	防衛大学校
防衛医科大学校	防衛医科大学校
防衛研究所	防衛研究所
統合幕僚監部	統合幕僚監部 自衛隊サイバー防衛隊
陸上自衛隊	陸上幕僚監部 陸上幕僚長の指定する部隊 各学校（陸上幕僚長の指定する分校を含む。） 各補給処（陸上幕僚長の指定する支処及び出張所を含む。） 教育訓練研究本部 補給統制本部 自衛隊情報保全隊 自衛隊体育学校 自衛隊中央病院 陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院 各地方協力本部
	海上幕僚監部 海上幕僚長の指定する部隊及び艦船 各学校（海上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊第3術科学校及び海上

海上自衛隊	自衛隊第4術科学校を除く。 海上自衛隊航空補給処（下総支処を除く。） 海上自衛隊補給本部 自衛隊横須賀病院
航空自衛隊	航空幕僚監部 航空幕僚長の指定する部隊 各学校（航空自衛隊第1術科学校及び航空自衛隊第5術科学校を除く。） 航空自衛隊第2補給処及び航空幕僚長の指定する補給処の支処
情報本部	情報本部 各通信所
防衛監察本部	防衛監察本部
地方防衛局	各地方防衛局 各地方防衛支局
防衛装備庁	長官官房 各研究所 研究所各支所 各試験場

附 則

この訓令は、昭和29年7月1日から適用する。

附 則（昭和30年4月20日庁訓第28号）

この訓令中技術研究所にかかる部分は昭和30年3月16日から、航空自衛隊にかかる部分は、昭和30年3月1日から適用する。

附 則（昭和30年8月10日庁訓第50号）

この訓令は、昭和30年6月6日から適用する。

附 則（昭和30年8月29日庁訓第54号）

この訓令は、昭和30年8月29日から施行する。

附 則（昭和30年11月26日庁訓第73号）（抄）

1 この訓令は、昭和30年12月1日から施行する。

附 則（昭和30年12月7日庁訓第76号）

この訓令は、昭和30年12月7日から施行する。ただし、別表の改正部分中航空自衛隊にかかる部分（航空自衛隊第2操縦学校にかかる部分を除く。）は昭和30年9月20日から、航空自衛隊第2操縦学校及び自衛隊中央病院にかかる部分は昭和30年11月1日から適用する。

附 則（昭和30年12月27日庁訓第78号）

この訓令は、昭和30年12月27日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第3号及び第5号の規定は、同年同月13日から適用する。

附 則（昭和31年5月7日庁訓第25号）

この訓令は、昭和31年5月7日から施行する。ただし、この訓令中別表の改正規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和31年10月19日庁訓第59号）

この訓令は、昭和31年10月19日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（昭和31年11月15日庁訓第63号）

この訓令は、昭和31年11月16日から施行する。

附 則（昭和32年3月11日庁訓第14号）

この訓令は、昭和32年3月11日から施行する。

附 則（昭和32年8月7日庁訓第46号）

この訓令は、昭和32年9月2日から施行する。

附 則（昭和32年8月21日庁訓第48号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和32年8月21日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、別表中海上自衛隊舞鶴地区病院に係る改正規定は、昭和32年9月1日から施行する。
- 2 省略
- 3 昭和32年4月1日からこの訓令施行の日の前日までの間において前項の規定による改正前の防衛庁職員給与施行規則第1条の2に規定する者が行つた証明は、この訓令による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令第2条の2の規定により行つたものとみなす。
- 4 防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和32年政令第247号）附則第12項の職員に対するこの訓令による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令第2条の2の規定の適用については、同条中「定期昇給（給与法第5条第4項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第8条第6項の規定又は給与令第6条の14第2項の規定による昇給をいう。以下同じ。）」とあるのは「定期昇給（防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和32年政令第247号）附則第12項及び第13項の規定による昇給をいう。以下同じ。）」と、「特別昇給（給与法第5条第4項において準用する一般職給与法第8条第7項の規定又は給与令第6条の14第3項の規定による昇給をいう。以下同じ。）」とあるのは「特別昇給（防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和32年政令第247号）附則第14項の規定による昇給をいう。以下同じ。）」とする。

附 則（昭和32年11月29日庁訓第70号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和32年11月29日から施行する。ただし、附則第2項中「昭和32年政令第155号」を「昭和32年政令第247号に改める部分の規定は同年4月1日から、同項中その他の部分の規定は同年8月23日から適用する。
- 2 省略

附 則（昭和33年2月28日庁訓第7号）

この訓令は、昭和33年2月28日から施行し、同年1月10日より適用する。

附 則（昭和33年3月27日庁訓第14号）

この訓令は、昭和33年3月27日から施行する。ただし、別表の改正規定は昭和33年3月1日から、第8条の改正規定は同年3月19日から適用する。

附 則（昭和33年5月14日庁訓第25号）

この訓令は、昭和33年5月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和33年6月7日庁訓第39号）

この訓令は、昭和33年6月26日から施行する。ただし、第12条の規定は同年6月25日から施行し、第7条の規定は同年5月1日から適用する。

附 則（昭和33年6月18日庁訓第47号）

この訓令は、昭和33年6月18日から施行し、同年5月23日から適用する。ただし、改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令第2条第15号の規定は同年3月12日から、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則第3条第1項第1号、第9条第1項第1号、第26条第2項第1号及び附則第5項第1号の規定は昭和32年8月1日から適用する。

附 則（昭和33年6月26日庁訓第49号）

この訓令は、昭和33年6月26日から施行する。ただし、改正後の防衛庁職員給与施行規則別表第3口海上自衛隊の部隊の項中教育隊に係る部分は昭和32年5月10日から、改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令別表俸給支給機関表海上自衛隊の項中各教育隊に係る部分は同年5月10日から、同表同項中海上自衛隊岩国航空教育隊に係る部分は昭和33年2月1日から適用する。

附 則（昭和33年7月31日庁訓第73号）

この訓令は、昭和33年7月31日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則（昭和33年8月14日庁訓第78号）

この訓令は、昭和33年8月14日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則（昭和33年10月17日庁訓第98号）

この訓令は、昭和33年10月17日から施行し、同年10月1日から適用する。ただし、航空総隊司令部を府中基地隊に改める改正規定は、同年8月1日から適用する。

附 則（昭和34年3月31日庁訓第18号）

この訓令は、昭和34年4月1日から施行し、同年3月20日から適用する。ただし、改正後の別表航空自衛隊の項俸給支給機関の欄中航空自衛隊第1補給処東京支処に係る部分の規定は昭和33年12月1日から適用する。

附 則（昭和34年7月20日庁訓第41号）

この訓令は、昭和34年7月20日から施行する。ただし、別表航空自衛隊の項俸給支給機関の欄の改定規定中「各航空団司令部」を「航空団司令部各飛行教育団司令部」改める部分及び「防府基地業務群本部」を「岐阜基地業務群本部」に改める部分は、同年6月1日から適用する。

附 則（昭和34年12月16日庁訓第70号）

- 1 この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。
- 2 昭和34年度における公務障害者に対する福祉業務の実施の特例に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第24号）は、廃止する。

附 則（昭和35年8月23日庁訓第39号）抄

- 1 この訓令は、昭和35年8月23日から施行する。

附 則（昭和36年3月30日庁訓第19号）

この訓令は、昭和36年3月30日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。ただし、第2条の2の改正規定中「任命権の委任に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第5号）」及び「定期昇給」を改める部分並びに第8条第1項の改正規定は、昭和36年2月3日から適用する。

附 則（昭和36年10月11日庁訓第61号）

この訓令は、昭和36年10月11日から施行する。ただし、第1条中第17条の改正規定は同年4月1日から、同条中第17条の9の改正規定及び第2条中第7条の2第2項の改正規定は同年6月12日から、第2条中別表の改正規定は同年8月1日から適用する。

附 則（昭和36年10月16日庁訓第62号）

- 1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。
- 2 この訓令施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は、同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この訓令による改正前の防衛庁訓令（第1条に規定する訓令を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和36年11月28日庁訓第72号）

この訓令は、昭和36年11月28日から施行する。ただし、この訓令による改正後の別表中補給統制処に係る部分の規定は同年7月15日から、第1条第3項の規定は同年8月17日から適用する。

附 則（昭和36年12月22日庁訓第80号）

- 1 この訓令は、昭和37年1月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定は昭和36年11月9日から適用する。
- 2 この訓令の施行の日の前日以前から引き続いて扶養親族を有する職員についても、この訓令による改正後の第4条第2項の扶養親族簿を作成し、同日現在における扶養親族の認定に係る事項を記載するものとする。

附 則（昭和37年11月20日庁訓第78号）

（施行月日）

- 1 この訓令は、昭和37年11月20日から施行する。
（適用区分）
- 2 この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則第21条第2項の規定は昭和37年8月1日から、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則別表第3ハの規定は同年10月1日から、この訓令による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令の規定（第2条の3を除く。）、この訓令による改正後の防衛庁職員給与簿規則の規定、この訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等

に関する訓令の規定、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則（第24条及び別表第3二及びホの規定、この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は同年11月13日から、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則第18条の規定は同年11月13日から適用する。

（特別昇給後の昇給の調整に関する経過規定）

- 3 昭和37年10月31日以前に特別昇給した職員に係る当該特別昇給後の次期昇給については、この訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（実施機関に関する経過規定）

- 4 防衛施設庁の設置の日前に従前の建設本部に所属する職員であった者に係る実施機関の長は、防衛施設庁長官とする。

附 則（昭和38年4月25日庁訓第18号）

この訓令は、昭和38年4月25日から施行する。ただし、この訓令による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令、防衛庁職員給与簿規則、防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令及び参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令は昭和37年10月1日から、この訓令による改正後の食事代に関する訓令は同年12月1日から適用する。

附 則（昭和40年2月26日庁訓第9号）

この訓令は、昭和40年2月26日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。ただし、この訓令による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令別表の規定及びこの訓令による改正後の自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令別表第1の規定は昭和40年2月1日から、この訓令による改正後の艦船乗組員たる海上自衛官の公務災害補償実施規則の規定は、昭和40年2月26日から適用する。

附 則（昭和40年3月23日庁訓第15号）

この訓令は、昭和40年3月23日から施行し、昭和39年12月28日から適用する。

附 則（昭和41年2月24日庁訓第2号）

- 1 この訓令は、昭和41年2月24日から施行する。
- 2 この訓令中、第2条の規定による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令の規定及び第3条の規定による改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令の規定は昭和40年9月1日から、第1条の規定による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令の規定及び第4条の規定による改正後の食事代に関する訓令の規定は昭和41年1月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令別紙第3条に定める通勤届の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和41年9月30日庁訓第30号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年9月30日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び附則第3項から第12項までの規定による改正後の各訓令の規定は、昭和41年7月1日から適用する。

附 則（昭和42年10月24日庁訓第32号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和42年10月25日から施行する。

附 則（昭和44年5月17日庁訓第25号）

- 1 この訓令は、昭和44年6月1日から施行する。
- 2 改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令別紙第3に定める通勤届及び通勤手当認定簿は、当分の間、従前の様式の通勤届によることができる。

附 則（昭和45年3月2日庁訓第6号）

この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和51年9月25日庁訓第34号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日庁訓第9号）

この訓令は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則（昭和53年12月14日庁訓第36号）

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則（昭和56年2月10日庁訓第1号）

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。ただし、第9条中俸給の特別調整額に関する訓令別表ハの改正規定及び第15条の改正規定は、同年3月25日から施行する。

附 則（昭和57年9月28日庁訓第26号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月26日庁訓第32号）

この訓令は、昭和59年5月26日から施行する。

附 則（昭和59年5月30日庁訓第33号）

この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

2 防衛庁職員給与法の改正に伴う職員の俸給の切替えに関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第57号）及び昭和35年12月22日以降昇任した隊員の俸給月額の内指定に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第1号）は、廃止する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和60年10月31日庁訓第37号）

この訓令は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）

1 この訓令は、昭和60年12月21日施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日庁訓第12号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年3月15日庁訓第18号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成2年3月30日庁訓第8号）

この訓令中、第4条の改正規定は平成2年4月1日から、別表の改正規定は同年3月31日から施行する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成4年4月17日庁訓第39号）

1 この訓令は、平成4年4月17日から施行する。

2 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成4年政令第152号）附則第16項の規定により、同令による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。）第16条第3項及び第4項並びに第17条の2第1項及び第2項の規定の適用がある間は、この訓令による改正前の俸給支給機関の指定等に関する訓令第2条第1項第4号及び第5条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成6年6月24日庁訓第39号）

この訓令は、平成6年6月24日から施行する。

附 則（平成6年8月25日庁訓第44号）

この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日庁訓第48号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年6月30日庁訓第30号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。
附 則（平成10年12月2日庁訓第46号）
この訓令は、平成10年12月8日から施行する。
附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）
- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
附 則（平成13年3月27日庁訓第31号）
この訓令は、平成13年3月27日から施行する。
附 則（平成14年3月18日庁訓第4号）
この訓令は、平成14年3月27日から施行する。
附 則（平成16年4月1日庁訓第41号）
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
附 則（平成16年9月17日庁訓第73号）
この訓令は、平成16年9月17日から施行する。
附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）
（施行期日）
- 第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
附 則（平成20年3月25日省訓12号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。
附 則（平成21年7月29日省訓第48号）
この訓令は、平成21年8月1日から施行する。
附 則（平成21年12月25日省訓第66号）（抄）
- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。
附 則（平成25年7月31日省訓第45号）
この訓令は、平成25年8月1日から施行する。
附 則（平成26年5月30日省訓第35号）（抄）
（施行期日）
- 1 この訓令は、国家公務員等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。
- 2・3 （略）
附 則（平成26年7月24日省訓第40号）
この訓令は、平成26年7月25日から施行する。
附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）
（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日省訓第15号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和元年7月19日省訓第17号）

この訓令は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（令和2年3月25日省訓第14号）

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和3年3月18日省訓第18号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日防衛省訓令第10号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。ただし、第19条の規定による改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第2ヌ中第4潜水隊に係る規定は、令和4年3月9日から適用する。